

関係性の病理としての家庭内暴力

ケアリングと暴力の関連で

中 村 正

(応用人間科学研究科・産業社会学部教授)

修復モデルの探求

2000年12月10日、愛知県武豊町で三歳になる長女に食事を与えず、自宅3畳間のダンボール箱に放置し餓死させた事件が起こりました。2年間にわたる裁判の結果、2002年10月30日名古屋地裁で懲役7年の判決となったのです。被告となった親の弁護士は次のように主張したということです。「母親は幼いときにその母が家出し、父子家庭で親の愛情を十分体験しないネグレクト状態で育ち、学校ではいじめられ、レイプの被害を受けたときにも親は支えてくれなかったという生育歴、父親は、幼いころその母が飯場生活で仕事に追われ、子どもに支配的で暴力も加える、母の離婚、再婚という家庭環境や、学校でのいじめ被害から、表面上は学校や職場に適應するが、一対一の人間関係をつくれないう問題を抱えていること」、「両親は子どもの発育の遅れを幼児健診で知らされ、ひけめと育児不安を感じて、父親は家庭ではゲームに没頭して育児に非協力・無関心となり、母親はひとりで問題を抱え込み、子どもの世話をしなければならぬと考えても世話ができないという心理的な葛藤状態に陥っていたこと」を根拠に、「子育てに行き詰まった無力な親による典型的なネグレクト(養育放棄)の事件であり、検察のいう殺人罪ではなく保護責任者遺棄致死罪に該当する」と主張したのです。子ども虐待をめぐる親へのアプローチあるいは家族関係の修復についての先鋭な争点が設定されてきた様子がうかがえます(『不登校新聞』2002年11月15日付)。

この判決を聴いて、当たり前のことですが、虐待する親へのアプローチについて、その理念(親支援)、技法(援助技術)、体制(予算と人材)、制度の構築、地域の子育て支援策が早急に必要だと思いました。一般刑事事件や少年非行事件に

において主張されている「修復的司法」の援助モデルを参考にして、家庭内暴力事案においても、家族再統合、親支援、虐待者ケア、加害者更生などの仕組みが早急に検討、導入される必要があると思っています。本報告書の特集はこうした背景をもって組まれています。

虐待や暴力のスペクトラムと構築主義

すでに社会構築主義の洗礼を受けた社会病理学からすると、ドメスティック・バイオレンス（以下、DV）をはじめとした家庭内暴力を論じる際には次のような諸点を看過できません。第1に、家族をめぐる問題の定義のなかに恣意的言説が入り込みます。必要以上に強調される「虐待の世代間連鎖」です。多くの連鎖しなかった家族の事例が無視されます。連鎖しなかった家族に解決の糸口があるのですが。また、虐待における継父継母の関係もよく指摘されます。実父実母以上に危険だということでもなく、そしてうまくいっている継父継母関係には無関心です。片親家族も「欠損家族」として見られることもあります。親のない子は不憫だという意識も払拭できていません。たとえば、社会的養護が進まない、里親制度が虐待事例で活用できないなどもこうした意識の反映です。これらはバイアスとして問題定義の恣意性を構築していくのです。第2に、個体病理化する言説があります。これは犯人探しの言説であり、因果関係を探ろうとするものです。その結果、治療という言葉で家族の問題を語るが多くなります。援助の医療モデルが構築されていきます。貧困、失業、差別、孤立、コミュニティの崩壊による相互無関心などのマクロ要因が後景に退きます。虐待の早期発見、不登校の早期治療などの言説も含めて医療モデルで家族関係を語ることとなります。私はこれを「臨床家族化」と呼んでいます。

こうして流通していく「問題のある家族」という支配的なストーリーは、現状の家族規範を強化するものです。あるいは、家族規範を象徴化するものとして効果をもつのです。他にも、ひきこもり、不登校、思春期青年期暴力、非行なども同じような家族規範との関わりのなかで構築されてきたのです。

したがって、DVや虐待のある家族を異常な、特別な、治療の必要な家族として

ことさらに描くことはできません。問題のある家族と健康に機能している家族との間には、家族の関係性にまつわる問題行動のグラデーションあるいはスペクトラムがあるだけで、異常や正常が明確に線びきできるわけではないと思います。日常的な家族をめぐるトラブルや困難や葛藤の延長線上に虐待やネグレクトが生成します。こうした意味でのグラデーションやスペクトラムにDVも位置付けて考えてみるということです。言い換えると、虐待のある家族と健康な家族という具合に分けてしまう二分法的なデジタル思考ではなくて、両者は連続しているというアナログ的な思考が必要だと思うのです。とりわけ、児童虐待防止法は、幅広い虐待の定義を採用しているので、どこの家庭にでもある育児不安から問題が対象化されるはずだからです。日常的に見られる育児不安、養育拒否の背後にある問題を起点にして、最終の子殺しまでの間には、現代の家族の不安や困難のグラデーションがみえ、それは家族問題のスペクトラムとして社会関係を映し出しているし、健康に機能している家族とのアナログ的な連続体を成していると思うのです。

こうした家族関係の特質をふまえて虐待やDVの特徴を把握するためには、第1に、家族のケアリングという機能あるいは相互行為がさらに検討されるべきだと思います。家族におけるケアという相互行為に随伴して展開されている実践行為は、エモーショナル・ワークです。それはDVや虐待が生成する場の相互作用の特質を成しているとみることができます。第2に、DV、虐待が社会問題化されてくるにはジェンダーの視点が必要だったことも看過できません。ジェンダーの視点は、社会構造と暴力の関わりを男性と女性の間に見出し、その典型としてDVを位置づけたからです。虐待にあっては母役割の強制ということです。ジェンダーの視点は、シェルターを創設し、被害者の援助制度を組み立て、回復のモデルを構築し、保護命令などの創設に貢献したのです。こうしたジェンダー論の内実は権力作用論として家庭内暴力を意味づけてきたのです。

第1の点と第2の点、つまり相互作用としてのケアリングと権力作用としてのジェンダーが結びつくところにDVの社会病理学的な特質が浮き彫りにされるのです。この視点から、ケアリングと暴力の関連、DVの特質である家族という関係に根ざした心理的暴力の特徴を検討してみます。

関係性の病理として

現代社会では、思春期青春暴力だけではなくて、子ども虐待、DV、老人虐待などそれぞれに関心をもたれるようになりましたが、すべて、家庭内暴力という特質をもっています。これらの問題が、虐待し、暴力を振るう個人の内面や過去の心理的履歴や精神状態や生育歴などを語る心理学的なあるいは精神医学的な言葉によって理解され、社会に浸透しつつあるので、個人内在的な病理現象として表象されているように感じます。虐待と暴力の個別性に力点がおかれているといっても過言でないのです。しかし、忘れてならないのは、家族という関係性に根ざした問題だという点です。個人の病理性水準だけではなくて、当該集団の関係性水準、あるいは家族関係に根ざす主観的現実としての家族意識や家族観が問題行動に投影されているという点です。家族問題としての家庭内暴力だし、殺人なのです。家庭内暴力を語る際に、一つの方策としての「治療構造」だけではなくて、多少の問題をかかえながらもなんとか機能するように家族という関係性と折り合いをつける作業も大切となります。この場合は、当事者たちが思い描く家族像のズレを修正し、落ち着き場所を再整理し、同居にしる、別居にしる、離婚にしる、どんなカタチであれ、家族としての傷を修復することが大切となります。折り合いをつけるのは、過去の自分と、他の家族と、今の自分とのそれぞれにおいてです。とくに、トラウマという言葉とともにこうした家庭内暴力が語られることが多く、親の生育史まで射程に入れなければならないとなると、ますますこうした作業が大切になると思います。

加えて、虐待や暴力の背景にある、たとえば、経済的な意味での貧困、人間関係の貧しさや孤立しがちな社会状況、社会福祉などの社会制度の未整備、そして「家庭愛規範」のような認知体系の行動規範、ジェンダー秩序と性別役割、うつなどの精神疾患との関連など、暴力と虐待が生成する社会性、関係性、個別性の水準を相互に関連づける作業と援助が求められているのです。

親しい関係をめぐる新しい法制度とその意味

家族関係や親密な関係における問題に介入するための制度も、不十分ですが、整備されています。「児童虐待の防止等に関する法律」(2000年)、「ストーカー行為等の規制に関する法律」(2000年)、いわゆる「成年後見制度」(具体的には、「民法の一部改正」として1999年に成立。老人虐待対策にも有効)、「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」(2001年)などです。その他、2000年から導入された介護保険制度も老人介護をとおして家族関係の変容を促す効果を果たします。

私的領域としての家族や親密な関係性に司法等が介入する際の基本的な考え方や介入前後の相談や支援体制、そして虐待者対策が十分でないままに矢継ぎ早に制度改革が行われているということです。虐待の場合は、子どもの一時保護や親子分離、DVの場合は、被害者への保護命令(加害者に対して、接近を禁止する裁判所からの命令)は、従来の考え方からすると新しいタイプの政策が求められている制度です。つまり、分離された後、保護命令を出された後に、虐待者にどんなことをするべきなのかということです。とりあえずの緊急的な一時的な安全確保のための制度として機能したとしてもその後が問題なのです。

虐待する親への援助的な関わりがないと、子どもをとられたという恨みだけが増幅していきます。もともと、セルフコントロールや対人関係やコミュニケーションがうまくいかないのですから、よけいに憤懣に満ちて行きます。妻に近寄るなという命令を出された加害男性も同じです。悶々としてその命令期間中を耐えることとなります。ストーキングが発生することにもなりかねません。そして、子どもの一時保護や接近禁止命令は、刑務所に入れられるというタイプの罰ではなく、改悛しなさいというタイプの指示、つまり不作為の命令なので、何をすればいいのかということになってしまうのです。ようするに制度は何もしていないのです。虐待する親や暴力を振るう男性の、自主的な、偶然的、善意に依拠したのものになっているのです。暴力や虐待をなくそうとして、虐待者や加害者の善意に依存しているという制度のつくりとなっているのです。早々に、虐待者・加害者へのアプローチがなされなければ家庭内暴力対策は完結しないのです。その対

策には、医療化すべき水準、臨床心理的対応の水準、社会生活能力の回復をめざす水準など多種類に区別されるべきです。それは個々の事例によります。

それにくわえて、家庭内暴力の社会問題化という点では、ソーシャル・アクションとしての側面があります。児童虐待防止法もDV防止法も議員主導でした。特にDVに関しては、ジェンダーの視点があります。でも、ジェンダーの視点は、男性と女性という二項対立を内包しているのです。家庭内暴力という現実の社会問題に重ねあわせると、男性＝加害者、女性＝被害者という、さらに非和協的な二項対立図式に陥ることとなります。「男が悪い！」という極端な一般化になってしまいがちです。子ども虐待も同じで、育児を担当することの多い母親が責められていくことになりかねません。ここでも同じように、「母親が悪い！」ということになってしまうのです。これらは犯人探しです。暴力や虐待は犯罪ですが、単に犯人探しをしてすむ問題ではありません。この二項対立傾向は、加害者ケアのあり方にとって無益な対立をもたらします。

多様な形態の家庭内暴力は、親しい者同士を被害と加害の関係におくということ、そしてその過程にはケアするという相互行為が存在することに着目した加害と被害の関係論を構築すべきだと考えています。とくに親子関係、夫婦関係という家族のなかで生成する問題行動の心理社会的背景にまで目配りした取り組みが求められるのです。親しい者同士の関係につきまとう暴力や虐待を対象にして、加害や虐待の現実にかに向き合うのかという視点から迫ってみたいと考えています。ケアするという相互行為は、家族に第一義的には期待されています。もちろん、ケアの社会的分有ということで、介護、育児、療育、介助などがくみ込まれています。こうしたケアの社会的分業のなかで家族ケアがどのような特質をもつのか、暴力や虐待はそのケアに内在してどのような特徴をもって発現するのかなどの問いを重視します。DV、子ども虐待、老人虐待、きょうだい間暴力もすべて、家族における関係性の病理としてみることを想定しています。

家庭内暴力を社会問題化するとはどういうことか

家庭内暴力が社会問題になるということは、当該の家族の個別の病理をこえて、

社会の利益に反するからということになります。それぞれ家庭以外の場での仕事や勉強がうまくいくのは、平和な家族があつてのものだということでもあるとすれば、家族の平和について世間が無関心でいられなくなるということの意味します。とくに、緊急性を要する加害者や虐待者への対応は、これまでの日本社会では新しいテーマなので、早急に、介入と援助の理念や技法や仕組みが整備されなければなりません。しかも、家庭内暴力の加害には、罰という伝統的な刑事処方や、親子分離という対応だけにはなじまない対象特性や関係性の特質があります。

また、来談者を基本にした、受容や共感ということで関係を結びつつ展開される伝統的な心理臨床から拡大してとりくむべき援助対象層が掘り起こされてくることになります。暴力や虐待をとおして、あるいはそれを含んで「自己システム（自己を維持する不可欠な一環）」を維持している、しかも家庭内だけでしか暴力をふるわない加害者たちを非暴力、非虐待へと行動変容させる援助が求められているのです。

加害者更生のための援助とは

加害者の更生を援助するとはどういうことなのでしょう。罰以外に何らかの援助は可能なのでしょうか。

加害者援助の基本は、第一に、反省と謝罪です。その能力を高めることです。そして非暴力という行動、つまり、対人関係とコミュニケーションのスキルを自分のものとするのを援助します。家庭内暴力を取り締まる法律の基本は、不作為命令と罰と制裁です。これらは被害者の安全を確保するという導入されているのですが、肝心なことは加害者や虐待者更生のための介入的な援助です。このためには、罰以外の方策の模索が必要でしょう。暴力をとおして維持していたバランスが崩れるので、総合的な人格変容へのプロセスをともなうこともあります。

第二に、家庭内暴力は社会的役割に伴う行動規範や行動期待に関連しているという視点も大事です。男女間では、ジェンダーの視点です。感情のもつれ、怒りの行動化など各種の社会病理現象の担い手には性差があります。男性のほうが攻

撃的な行動にはしりやすいのです。どうしてでしょうか。社会的あるいは文化的に学習してきた長い歴史の産物です。

第三に、暴力を社会的に学習されてきたものにとらえること、つまり、再学習可能なものとして暴力をみること。

第四に、コミュニケーションの歪みとしての問題行動の一環に暴力をおいてみる、あるいは当該の場もしくは状況において成立しているルールをみだし、それを変える援助を試みる。

第五に、援助の考え方として、暴力がからむ臨床事例では、受容的態度が間違っていて使用されると大変なことになります。よくない行為それ自体を受容することはできません。しかし、それを反省する人格は大切にできます。行為と人格の分離をして援助モデルを組みこむことができます。

第六に、家庭内暴力の結果、家族が解体したり、解散したり、分離したりしたとしても、人は、何らかのカタチで家族を成して生きていきます。一人暮らしとなっても、家族を成して生きた過去は消せません。育った家族の記憶もあります。家族あるいは家族的な関係なしにはいきられないのです。この思いに対応して、家族について折り合いをつける心理的な作業が必要なのです。この点は、擬似家族的な関係を求めたカルト信仰などとしてカタチをかえた社会病理現象になって再生するからです。

家庭内暴力の背景

第一に、家族という関係性の特性があります。家族は親密な関係性、情緒的な関係性という特質を有しています。感情的な応答あるいは見返り報酬の期待が高いということです。親子関係、夫婦関係の双方においてこうした情緒的な満ち足りを期待します。夫婦関係においては性的な交わりがあるので、さらに期待値が高くなります。ケアする関係性ということです。

第二に、退行現象としての暴力とその受容という場に家族がふさわしいということです。家庭外で自己の欲求を満たすために暴力を用いると、時にそれは犯罪となる、つまり、社会的制裁が加えられることとなります。しかし家庭内ではそ

うではないことのほうが多いのです。家庭内暴力のあらゆる形態において、暴力の受容というようなものが見いだせます。暴力を受容することが愛情だとして受け取られがちなのです。家族という関係でよくみられる退行現象の表現としての暴力とそれにたいして毅然とした対処ができにくいということです。

第三に、相補的な関係であるということです。家族という関係は非対象な関係から成り立っています。夫婦関係、親子関係という二重に非対称な関係性です。非対称な関係性とは、社会資源（パワー）が不均等に配分されているということです。そもそもが対等な関係にはないもの同士なので、有効に機能すれば、子育てをとおして親は養育能力を身につけ、成熟する機会をもつこととなります。他者との相補的な関係は、他者をとおして自己実現しようとする行動なのです。これは他者をコントロールする志向となります。

第四に、家族はシステムとして生きています。それぞれの構成員の総和以上のものとして独自の関係維持のメカニズムが作動しています。意図せざる結果もみられます。それぞれの立場からの善意がよくない結果となることもあります。

こうして、家族は一つの生きたシステムとして機能しているとまとめることができます。個々人の総和以上のものとして、独自の関係性の動きをします。そして、日本社会が家族に期待した相互のケア機能は、構成員の一体感をもたらします。障害、要介護老人、子どもなどのケアを社会的に分け持つという社会の仕組みづくりが遅くなった日本社会では、なおさら家族ケア機能に期待がかかっていたので、ケアの自己責任のような意識があります。こうしたことも家族を社会から孤立させることとなります。

家庭内暴力対策を検討していく際に重要なことは、外部の者がみて判断できる、真偽論や善悪にもとづいた正義論だけでは届かないものがあるということです。少なくとも、暴力や虐待を含んで当事者たちが営む家族の現実、それ自体が真偽論や正義論を超えたところにあります。家族関係に介入する道を開いてしまった虐待とDVの法制度は、当該の家族のルール、やり方、習慣を変えなければならないという困難な課題をひきうけてしまったということなのです。当面は、虐待や暴力を振るわないですむような社会生活を送ることができる家族として、人間として、スキルを身につけるということへの援助が必要なのです。

そして、家族問題として論じることの厄介な課題は、たとえば、DVに悩む女性を熱心に援助していたのに、また暴力を振るう夫のもとに帰っていくことが多々みられることです。虐待のある親子を分離すれば、確かに命の危険から逃れられますが、その後の親援助や家族統合をどうするのかも課題です。虐待する人でも親です。施設やグループホームや里親などの社会的養護の仕組みは未整備ですし、そうした機能的代替の制度には偏見さえいまだに残っています。つまり、親のない子はかわいそうだという意識です。こうした現実を踏まえた家庭内暴力対策論が必要なのです。

こうして、家族には感情共同体としての特性をもつ、相互に依存しあった関係性が析出されます。その関係性に発現するのが家庭内暴力です。復讐、退行、依存、愛情などが入り混じるのです。

老人をめぐる暴力と虐待では、介護者が振るう暴力と痴呆老人が自ら起こす問題行動としての暴力の双方を含む感情の発現です。そして、反抗期の子どもたちの親への度が過ぎた暴力があります。その逆は、親が子どもの暴力や問題行動を抑えるためにふるう暴力で殺人となる場合です。さらに、DVの場合、身体への暴力は夫から妻へと向かい、言葉による暴力に関しては妻から夫へ向かうこともあります。くわえて、日々の育児の疲労が蓄積して、なつかない、言うことに従わない子どもに向かう虐待があります。

家庭内暴力に陥る過程をみると、親密さという関係が裏腹にもつ、「葛藤、混乱、歪み」を見出せます。あるいは、親密な関係には、虐待や暴力を許してしまう意識や態度が存在しているともいえます。家族以外の他人よりはプライバシーを共有し、互いに侵入しあうのです。感情共同体として連れそう家族のメンバーは、自他の境界が明確でなく、互いの距離感を失うことがあるということです。家族の内側に問題があればそれが外部にもれないように壁ができます。家庭内暴力は家族の恥となる。それは外部の他者に秘密と化すのです。

ケアリングと暴力

DVや虐待には家族の構造的特質が背景にあります。第一は、同じ家屋で過ごす

時間が長いということです。時間特性と呼ばれています。第二は、家族の緊張、葛藤、感情作用の密度の濃さです。これは感情特性といえます。第三は、家族構成員の間にある力の差異と不均衡です。身体的な差異はもちろんのこと権勢上の差異も無視できません。不均衡特性です。第四は家族のプライバシーという壁です。つまり、外側に対して秘密がしやすいのです。私事性といえます。第五は非自発的な関係であるということです。特に親子の場合がそうです。関係特性です。これらは外部社会と明確な境界域をもって家族を存在させるのです。この境界域は「内側における境界の曖昧化と外側への高い境界設定」とまとめることができます。

さらにくわえて、「ケアする者とケアされる者という関係特質」があるのです。子ども虐待で死亡という報道でかならずきっかけとして加害者からは「子どもがなつかない」ということが語られます。老人虐待には介護疲労が付きまといます。老人自身が振るう問題行動としての暴力の背後には、苛立ちやふがいなさ、言葉にならない不安などもあります。DVにもジェンダー関係を反映したこの関係特質が刻み込まれています。

ケアする者、世話する者、面倒みる者、稼ぐ者の歯止めなきコントロールが作用して抜き差しならない状態の暴力や虐待がおこることになります。有償でケアする仕事につく者は、職業として同じ役割を実行しているのですが、威圧や暴力で従わせようとはせず、つまり一線を超えないように職業倫理が歯止めとなります。もちろんこうした歯止めがきかないこともあります。とくに福祉施設での人権侵害事件はこの典型です。

ケアリングについての研究にもとづくことが家庭内暴力の研究には求められます。ジェンダー研究の視点はマザリングの研究などをおしてケアリングの社会的、精神的な再生産の過程にメスを入れました。多様な形態の家庭内暴力は、ケアリングに宿り、ケアリングをおしてあらわれます。感情的なものの存在を射程に入れること、社会文化論的な精神分析の必要性、ケアの社会的分有の仕組みと制度のあり方、相互行為としての独自の論理の把握、ペアレンティング（マザリング含む）への援助の仕方などケアリングをめぐるユニークなテーマ群が浮かび上がります。家庭内暴力の研究もこうしたケアリングの歪められた側面の典型

に他なりません。親密な二者関係という関係性の水準とそれを社会関係として表象した制度（ジェンダー、家族、母子、夫婦、男女など）のなかの相互作用やその象徴としての愛情、エロスとセクシュアリティ、母性、父性などの劈開へと関心がむかいます。こうした意味でのケアリングの研究と家庭内暴力の関連を予防や対策という実務的な次元の課題とあわせて考えていきたいと思っています。